



令和3年11月2日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市環境審議会  
会長 佐土原 聡



川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について（答申）

令和3年1月21日付け2川環地第898号をもって諮問のありました「川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について」、当審議会では専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第1項に基づき、地球温暖化対策推進基本計画改定部会を設置し、同施行規則第14条の3に基づき、同部会に付議し、その検討結果を基に、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、川崎市地球温暖化対策推進基本計画について、次の考え方に基づき改定することが妥当であるとの結論を得ましたので、答申いたします。